

名古屋商科大学大学院同窓会

会 則

第1篇 総則

第1条 本会は名古屋商科大学大学院同窓会と称する。

第2条 本会は本部を名古屋商科大学大学院内に置き、支部を別に置くことができる。

第3条 本会は会員相互の親睦並びに教養を深め併せて母学の発展に寄与することをもって目的とし、次の事業を行う。

- (1) 機関誌、会員名簿の作成
- (2) 各種研究会および講演会などの開催
- (3) その他会の目的達成に必要なこと

第2篇 会員

第4条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 正会員 名古屋商科大学大学院修了生で第6条の終身会費を納入した者
- (2) 準会員 名古屋商科大学大学院在学学生
- (3) 特別会員 名古屋商科大学大学院の現・旧職員及び準会員であった者のうち理事会で承認された者。

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 本人より退会届が会長に提出された場合
- (2) 会員が死亡または失跡宣告を受けた場合
- (3) 会員としての著しい違反等があり、役員会にて資格停止が決議された場合

第6条 準会員は修了後、正会員となるための同窓会終身会費として10,000円を納入しなければならない。その他、会費に関しては会費規則に従うものとする。

第3篇 役員

第7条 本会の役員及び理事の定数ならびに選出方法はつぎのとおりとする。役職の兼務は可能とするが、監事の兼務は認めないものとする。

- (1) 会長 1名 総会で選出する。
- (2) 副会長 2名以内 総会で選出する。
- (3) 会計 1名 理事のうちから会長が委嘱する。
- (4) 書記 1名 理事のうちから会長が委嘱する。
- (5) 事務局長 1名 理事のうちから会長が委嘱する。
- (6) 監事 2名以内 最低1名を名古屋商科大学大学院職員のうちから会長が委嘱する。その補佐として理事のうちから1名を会長が委嘱することができる。
- (7) 理事 若干名 総会で選出する。
- (8) 幹事 若干名 理事会において指名・委嘱する

2 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- (1) 名誉会長 本会に功労があった者から理事会が推薦する。
- (2) 顧問 若干名 本会に功労があった者から理事会が推薦する。

第8条 本会の事務を処理するため事務局及び必要に応じて委員会を置くことができる。この職員及び委員は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第9条 本会の役員及び理事の任務は次の通りとする。

- (1) 会長 会務を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 会計 会の会計にあたる。
- (4) 書記 会の記録等、必要な事務にあたる。
- (5) 事務局長 会の総括事務にあたる。
- (6) 監事 会計監査にあたる。
- (7) 理事 会務の企画、運営、審議にあたる。
- (8) 幹事 各年度修了生、地域間の連絡・協議にあたる

第10条 役員および理事の任期は、就任後2年内の最終の会計年度に関する総会の終結の時までとする。ただし、再任および重任を妨げない。また、幹事の任期は定めないものとする。

2 補欠により選出された役員及び理事の任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員及び理事は、その任期が満了したときであっても、後任者が選任されるまでの間はその任務に留まるものとする。

第4篇 総会

第11条 定時総会は毎年1回これを開くものとする。ただし、必要がある場合は臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について決議する

- (1) 会則および活動内容等の変更
- (2) 会務および会計報告
- (3) 役員を選任または解任
- (4) その他会の運営に関する重要事項

3 正会員は、30名以上の連署をもって理由を附したる書面に依り、総会における議案の提出を理事会に請求することができる。但し上記書面は、総会の期日より30日前に本会事務所に提出せねばならない。

4 総会は開催日の10日前までに適宜の方法で会員に通知するものとする。

第12条 総会においては正会員1名につき1個の議決権を有する。

2 議事はすべて出席正会員の過半数を以て決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第5篇 理事会

第13条 理事会は本会の総意を代表するものとする。

2 定例理事会は年1回以上これを開くものとする。

3 理事会は理事において構成し、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは会長がこれを決定する。

第14条 常任理事会は、会長、副会長、会計、書記、事務局長をもって構成する。

2 常任理事会は会長が招集し、定例理事会への上程議案を建議する。

第15条 理事会構成員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項及び理由を伸して理事会招集を求められたときは、会長は速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

第16条 理事会は必要に応じて幹事若干名を選任することができる。ただし、本会運営上速やかに幹事選任を必要とするときは会長の一任を以て選任することができる。

第17条 次の事項は理事会において審議し、承認を受け総会においてこれを正会員に報告

する。ただし、収支決算及び収支予算については会計監事の承認を必要とする。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 財産目録
- (4) その他必要と認めた事項

第6篇 会計

第18条 本会の経費は、会費、利息及びその他の収入をもって充てる。

- 2 納入された会費はいかなる理由があっても返却されない。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本会則に定めのない事項については、理事会の決議を得て別途運用規則により運営されるものとする。

第7篇 附則

第20条 この規約は総会において、出席会員の3分の2以上の決議を得なければ変更することはできない。

第21条 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

第22条 この規約の施行に監視必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定めることとする。

平成19年9月17日 設立

平成24年9月22日 改訂

名古屋商科大学大学院同窓会

会費規則

- 第1条 本会は、会則第6条に定める終身会費以外に以下の収入をもって運営する。
- (1) 会則第4条に定める者又は本会活動に協賛する者からの寄付
 - (2) 預貯金利子
 - (3) その他本会運営に付随して発生する収入
- 第2条 本会の経費は以下のとおり支出する。
- (1) 同窓会運営にかかる通信費、会場費
 - (2) 同窓会運営にかかる来賓・講師の招聘にかかる交通費。ただし、5万円を上限とし、本会正会員においては3万円を上限とする。これら上限を超える場合は理事会での承認を必要とする。
- 第3条 本会の現金・預貯金及びその他財産の出納管理は当面の間、名古屋商科大学大学院事務局にて保管・管理する。
- 第4条 本会費規則は理事会の決議において改廃する。